

集約駐車施設の認定について

これまで建物敷地内に整備を義務付けていた駐車場を、**集約駐車施設(外縁部等の立体駐車場)に確保***できるようにします。

○集約駐車施設の認定と公表 (①～③)

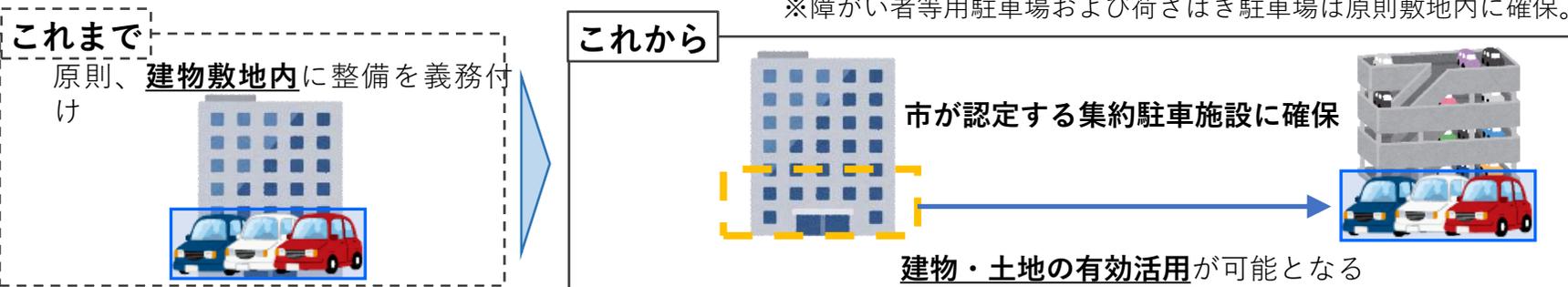
要件に適合する立体駐車場を集約駐車施設として認定し、位置や受入可能台数等を市ホームページで公表します。

○附置義務駐車場を集約駐車施設へ確保 (④～⑥)

駐車場設置者は、公表された情報をもとに確保できそうな集約駐車施設を探し、月極等で附置義務駐車場を確保。

※障がい者等用駐車場および荷さばき駐車場は原則敷地内に確保。

■制度のイメージ



■仕組み・手続きのイメージ

